

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 奈良市米谷町、奈良市藤原町、奈良市誓多林町、奈良市中畑町及び奈良市月ヶ瀬石打、天理市福住町及び天理市苅原町並びに山辺郡山添村

三 測量の終了年月日 令和三年一月二十九日